

## ◆医療機関の受診や薬局での薬の調剤の際には、以下のことに留意しましょう

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪い時には早めに受診し早めに対処しましょう。我慢することで、悪化してしまう場合もあります。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは、控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪い影響や余計な負担を与えてしまう心配があります。
- 休日や夜間に、救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安くすみます。ただし、他の薬との飲み合わせが変わることなどがありますので、主治医や薬剤師によく相談しましょう。

### 不審な電話や 訪問者に注意!

市町村職員や広域連合職員を装った人物に、保険証をだまし取られる事件が全国で発生しています。

また、「還付金を払い戻します」などと偽り、銀行やコンビニの機械(ATM)からお金をだまし取ろうとする「振り込め詐欺」事件も発生しています。

北海道後期高齢者医療広域連合では、ATM を利用した払い戻しは一切行いません。

不審な電話や人物の訪問を受けたときは、必ずお住まいの市町村窓口または北海道後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。

## こんなときは必ず市町村窓口へ申請または届出を!

各種申請、届出は、お住まいの市町村窓口で受け付けています。届出の際は保険証、印かんなどをご持参ください。本人確認が必要となる場合もあります。

本人以外の方が代理申請を行うときには、特に他のものが必要となる場合がありますので、事前にご確認のうえ申請してください。

詳しくは**市町村の後期高齢者医療担当窓口**へご確認ください。

こんなとき	必要なもの
65～74歳で一定の障がいのある方が、この制度へ加入しようとするとき	●障がいを証明する書類(いずれか1つ) ・年金証書 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 など ●印かん
道外から転入するとき	●負担区分等証明書 ●印かん
道内の他の市町村から転入するとき	●市町村窓口へご確認ください
他の市町村へ転出するとき	●保険証 ●印かん
限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をするとき	●保険証 ●印かん
特定疾病療養受療証の申請をするとき	●保険証 ●特定疾病に関する医師の意見書 など
その他 ・保険証を紛失したときや汚したとき ・口座振替の申出をするとき	●市町村窓口へご確認ください